

第1章 計画について

- 計画の必要性

社会環境の激しい変化に伴い、多岐にわたる課題が顕在化する中、市民一人ひとりが社会の変化に柔軟に対応し、社会や地域の様々な場面で活躍する社会の実現に向けて、学びを通じた「人」づくりに取り組む本計画を策定する。
- 地域教育について

地域教育とは、「社会教育行政」が担う「成人教育」、「家庭教育支援」等を、「地域」を意識し、社会の要請（社会的課題、人材育成等）に応える教育 ※ 学習とは、講座や授業などで人から習うことだけでなく、読書や芸術鑑賞など、豊かな人間性を育む個人の趣味活動なども含めた幅広い行為を指す。
- 計画の位置づけ

「第6次宇都宮市総合計画」の分野別計画であり、本市社会教育行政の最も基本となる計画とする。また、令和4年度に終了する「第2次宇都宮市読書活動推進計画」を包含した計画とする。
- 計画期間

令和5年度～9年度までの5年間

第2章 地域教育の現状

- 1 地域教育を取り巻く状況
 - 社会情勢の変化
 - ・人口減少、少子超高齢社会
 - ・デジタル化、グローバル化
 - ・感染拡大に伴う生活様式の変化
 - ・地域における人間関係の希薄化
 - ・産業構造、雇用形態の変化
 - ・地域共生社会に向けた取組の推進
 - 国・県等の動向
 - ・(子どもの読書活動推進) 家庭での読書の習慣付け、図書館における情報化の推進
 - ・(読書バリアフリー) アクセシブルな書籍・電子書籍等の普及・提供・拡充など、誰もが自分に合った方法で読書できる社会の実現
 - ・(中教審) 共生社会を目指し、誰一人取り残さない社会的包摂※を実現する生涯学習の機会の提供
地域コミュニティづくり等における社会教育施設の役割の明確化・機能強化
社会教育士等の社会教育人材の養成と活躍機会の拡充
社会的包摂の実現に向けた障がい者の生涯学習の推進、推進を担う人材の育成・確保
 - ・(県生涯学習推進計画) 「自立」、「協働」、「創造」と生涯学習の基盤づくり
- 2 市民意識調査の結果 (R3 調査) ※前回調査は H28
 - ・学習活動をしている市民の割合は減少 (H28:38.3% ⇒ R3:23.9%)
 - ・家庭の教育力は、低下していると「思う」は減少(42.1%⇒30.4%)、「わからない」が増加(12.0%⇒19.4%)
 - ・地域の教育力の状況についても、「わからない」が増加(30.1%⇒36.7%)
 - ・読書の媒体は、「紙の本のみ」が減少(66.4%⇒48.7%)、「紙と電子書籍」が増加(13.5%⇒24.7%)
 - ・1年間で図書館や図書室を「利用した」人は減少(38.7%⇒28.9%)、「過去に利用した」人が増加(19.9%⇒31.2%)

(※)社会的包摂：社会的に弱い立場にある人も含め、誰もが社会に参画できるよう社会的排除の構造と要因を克服する対応

第4章 地域教育推進の課題

今後、地域教育推進を推進する上での課題を、前期計画の基本目標ごとに以下のとおりまとめた。

基本目標1 個人の主体的な学習の推進

- ・新しいデジタル技術を活用した学習やつながりづくり等の検討が必要
- ・様々な困難を抱える人たちへの学習機会の充実、多様な分野が連携・協力した学習機会の創出
- ・市民ニーズを捉えながら、学習機会、図書サービス等の工夫や充実を図り、学ぶ意欲を引き出していくことが必要

基本目標2 地域・学校・家庭が連携・協力した教育活動の推進

- ・子育て家庭に対する学習機会の提供や、読み聞かせ等の重要性を伝える取組とともに、個別具体的にできめ細かい家庭教育支援の取組が必要
- ・コミュニティ・スクールの課題や必要性を精査しながら、各協議会の活動の充実を図ることが必要
- ・コロナ禍においても、地域の様々な主体が連携して子どもを育てる意識の高揚、活動の充実が必要

基本目標3 様々な場面で学んだ成果を生かした活動の推進

- ・様々な分野で多様化・複雑化する課題の解決に向けて、指導者等の人材育成が必要
- ・再就職、転職等、求める能力を身につけることができるよう、高等教育機関や企業等と連携して高度な学習の場へつなぐ取組の充実が必要
- ・地域理解を促す取組や郷土愛を育む取組等により、地域を支える人材を育成していくことが必要

※ 上記、基本目標にあてはまらない課題

- ・図書館における誰もが利用しやすいバリアフリー環境の整備や資料の充実、デジタル技術活用等、読書環境の充実が必要
- ・生涯学習センター等におけるデジタル化の対応や多言語表記など、誰もが利用しやすい環境整備が必要
- ・レファレンスサービス、学習相談など、学習課題を解決へと導く相談機能の認知度向上やサービスの充実を図ることが必要

第3章 計画の取組と評価

○第3次宇都宮市地域教育推進計画前期計画の評価

【基本目標1】 個人の主体的な学習の推進

コロナをきっかけとして、Zoom等のICTを活用した新たな手法を取り入れ、学習機会の増加に努めたが、社会的に外出や活動の自粛があった中、「学習活動をしている市民の割合」は低下した。



【基本目標2】 地域・学校・家庭が連携・協力した教育活動の推進

コロナの影響は受けながらも、家庭教育支援に係る講座の実施や地域協議会による地域全体での教育活動に取り組んだが、「地域における学習支援や体験活動等の教育活動に参加した児童生徒」は、コロナの感染拡大前の半数以下となった。



【基本目標3】 様々な場面で学んだ成果を生かした活動の推進

コロナの影響は受けながらも、企業やNPO、家庭教育支援活動者等と連携し、市民の学習機会の充実や指導者となる人材の育成に取り組んだが、「学んだことを生かして活動をしている市民の割合」は低下した。



○第2次宇都宮市読書活動推進計画の評価

【基本目標I】 一人ひとりに応じた多様な読書活動の推進

【基本目標II】 すべての宮っ子への読書活動の推進

夜間の図書館を活用した講座やイベント等でのブックリストの配布、貴重な資料のデジタル化、高校生による読書情報誌編集など、幅広い世代に読書活動を促す取組を実施してきたが、読書をしている人の割合は伸びていない。



【基本目標III】 課題解決のための図書館資源の活用促進

【基本目標IV】 読書活動を介した人と人との交流促進

地域情報の積極的な収集・提供やレファレンス事例の公開などにより、レファレンスサービスの利用者満足度は向上した。



第5章 基本的な考え方

《基本理念》

『学びを通して、社会の変化に対応できる高い人間力を育むとともに、地域ぐるみの教育活動により一人ひとりが活躍する社会を実現する』



基本目標

【基本目標1】個人の主体的な学習の推進

一人ひとりが自己実現や生活の向上、地域社会の発展に向けて主体的に学習に取り組んでいます。

〔基本指標〕 主体的に学習に取り組んでいる市民の割合（読書活動等を含む）
(R3) 23.9% ⇒ (R9) 50.0%

【基本目標2】地域・学校・家庭が連携・協力した教育活動の推進

地域・学校・家庭が相互に連携・協力した教育活動を通して、地域全体で学び合い育ち合っています。

〔基本指標〕 地域における学習支援や体験活動等の教育活動に参加した活動者数および児童生徒数
(R3) 81,171人 ⇒ (R9) 170,000人
<内訳> 活動者数 (R3) 20,555人 ⇒ 30,000人
児童生徒数 (R3) 60,616人 ⇒ 140,000人

【基本目標3】様々な場面で学んだ成果を生かした活動の推進

多様な主体や人がつながりを深め、様々な場面で学んだ成果を生かして活動しています。

〔基本指標〕 地域に貢献する活動に参加している市民の割合
(R3) 29.5% ⇒ (R9) 35.0%

(新)【基本目標4】学習や活動を支え、促す環境づくり

学習や学んだ成果を生かした活動に、持続的に取り組める環境が整っています。

〔基本指標〕 学習や活動を行う環境に満足している市民の割合
(R3) — ⇒ (R9) 50.0%
※現時点での実績値はなし。今後、世論調査等で確認。

第6章 施策の展開 (〔〕: 事業番号, 【新】: 新規事業, 【拡】 拡充する事業, 再: 再掲)

【主な事業】

施策1 学習意欲の向上に資する取組の推進

重点事業	[1]生涯学習センター等における学習機会の充実 [2]【拡】デジタル技術を活用した学習, 読書機会の充実 (Zoomや動画配信, 電子書籍など)
	・歴史や文化, 健康づくりなど, 教養を高める多様な学習機会の提供 (事業番号[3]~[5]) ・子どもの読書習慣の定着や, 若い世代の図書館利用を促す事業など, 読書活動の推進 (事業番号[6], [7])

施策2 社会性の向上に資する学習の推進

重点事業	[8]コミュニケーション力向上学習の推進 (参加交流型学習の実施など)
	・情報ソフトの操作などをはじめ, 社会生活に必要な能力を高める学習機会の提供 (事業番号[9], [10]) ・子どもから大学生まで多世代が参加し交流する学習機会の提供 (事業番号[11]) ・職業体験, 自然体験など, 子どもへの体験活動の実施 (事業番号[12]) ・「宮っ子の誓い」の普及啓発などを通して人づくりの意識を高める事業の実施 (事業番号[13])

施策3 社会的課題に対応した取組の推進

重点事業	再[9]【新】情報教育の推進
	・うつつのみやデジタルスクエア, 環境について学ぶ講座など, 社会の変化に応じた取組の推進 (事業番号[14], [15], [19], [20], [22]) ・障がいのある方や国籍, 家庭の事情などに関わらず誰もが学べる機会の提供 (事業番号[16], [17], [21]) ・他者を思いやる気持ちの醸成, 男女共同参画など, 人権意識を高める学習機会の提供 (事業番号[18])

施策4 家庭教育支援の充実

重点事業	[23] 親学の推進 (保護者が集まる機会を捉えた講話の実施や情報誌の発行) [24]【新】 家庭での読書習慣を育む取組の充実 (ブックリスト配布や読み聞かせの実施など)
	・定期的な研修会の開催等による地域で活動する家庭教育支援活動者の育成 (事業番号[25]) ・子育てに必要な知識等を得られる講座の実施や, 個々の家庭に訪問するなどアウトリーチ型の支援の実施 (事業番号[26], [27]) ・子どもが気軽に立ち寄り集まる場の提供とともに, 子育て家庭の状況に応じた支援を行う居場所づくり (事業番号[28])

施策5 地域ぐるみによる教育活動の充実

重点事業	[29] 魅力ある学校づくり地域協議会活動の充実 (地域協議会の組織強化, 活動支援など)
	・子どもの家, 放課後子ども教室, 子育てサロンなど, 地域での子どもの健全育成, 子育て支援 (事業番号[30], [35]) ・地域における中学生の自主学習を支援する活動の推進 (事業番号[31]) ・授業に役立つ資料や情報の提供など, 学校図書館との連携の推進 (事業番号[32]) ・学校の授業等に地域の有識者等が協力する事業の実施 (事業番号[33], [34])

施策6 多様な主体による学習機会の提供

重点事業	[36]【拡】 NPO・大学・企業等と連携した学習の推進 (専門技術, ノウハウ等を生かす連携の実施)
	・市PTA連合会や市子ども会連合会等との意見交換や共催事業の実施 (事業番号[37]) ・老人福祉センターや, みやシニア活動センターなどの様々な施設による講座等の開催 (事業番号[38], [39]) ・地域でスポーツに親しむ地域スポーツクラブの設立・運営の支援 (事業番号[40])

施策7 地域で活躍する人材の育成

重点事業	[41]【新】 地域の教育活動の担い手の育成 (地域協議会や放課後子ども教室等における活動者の育成)
	・地域活動やNPO活動に携わる人材を育てる仕組みづくり, 若者のボランティア活動の促進 (事業番号[42], [44]) ・障がい者に関する音訳, 点訳などの奉仕員の育成, 読書に関わるボランティアの育成 (事業番号[43], [45]) ・地域における子どもの体験活動指導者や社会教育主事, 講座企画・運営ボランティアスタッフの育成 (事業番号[46]~[48])

施策8 郷土愛や地域理解を促進する取組の推進

重点事業	[49]【拡】 地域学・宇都宮学講座等の充実 (郷土愛や地域理解を促す講座の実施)
	・地域課題に気づき, 学び, 活動する「学習と活動の循環」意識した講座の実施 (事業番号[50]) ・二十歳の節目に, 地域社会の一員としての自覚等を育む「二十歳を祝う成人のつどい」の実施 (事業番号[51]) ・地域資料の収集, 保存, 提供とともに, 貴重な資料のデジタル化等の実施 (事業番号[52]) ・うつつのみやの歴史文化への興味関心を高める取組や, 伝統文化を学ぶ事業の推進 (事業番号[53], [54])

施策9 学習や活動を促進する環境づくり

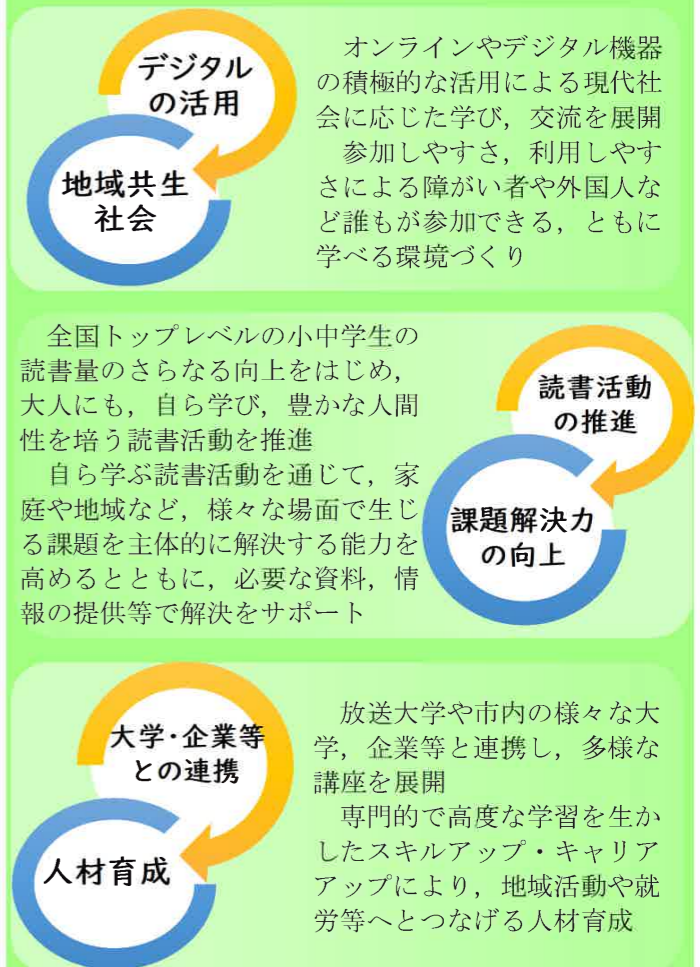
重点事業	[55]【新】 生涯学習センター施設, 図書館施設の利用促進 (貸館等の実施とともに, 利便性向上の検討) [56]【新】 視覚障がい者等の読書を支える図書館サービスの充実 (バリアフリー資料の作成・収集・提供など)
	・地域性や利用者ニーズを考慮した生涯学習センター図書室等のサービスの充実 (事業番号[57]) ・文化祭など, 学習成果を発表する機会や場の充実, 施設の老朽化等への対応を含めた環境整備 (事業番号[58], [59])

施策10 学習や活動を支える機能の充実

重点事業	[60] 図書館レファレンスサービスの利用促進 (課題解決を支援するレファレンス機能の強化, 周知)
	・ビジネス活動を支援する資料や情報の収集・提供, ウェブでの様々な学習情報の提供 (事業番号[61], [62])

後期計画の特徴

本計画は、個人が、学びを通して他者とつながり、能力を高め、その成果を地域で生かすことで、個人および地域全体の成長、活性化を図るものであり、後期計画においては、特に以下の内容を事業全般で意識しながら、さらなる地域教育の推進に取り組む。



第7章 計画の推進

○計画の進行管理

- ・「地域教育の推進に係る関係課長等会議」において, 本計画における取組の進捗状況の確認を行う。また, 進捗状況については, 学識経験者や学校教育, 社会教育関係者などで構成する「社会教育委員の会議」へ報告し, 意見を聴取する。
- ・計画の最終年度においては, 5年に1度実施する「市民意識調査」により, 市民の詳細な状況も踏まえ, 総合的な評価を行う。

○社会情勢の変化等に対する対応

- ・計画期間中, 社会情勢の大きな変化に伴い, 計画の目標値と実施状況が著しく乖離する場合や, 早急に取り組むべき学習テーマが生じる場合は, 必要に応じて「地域教育の推進に係る関係課長等会議」および「社会教育委員の会議」において協議・検討を行い, 関係部局と調整しながら, 目標値の見直しや新たな事業の追加などを行う。

○計画の推進体制

- ・より良い地域社会の実現に向けた施策・事業を推進するため, 地域における各主体の特性を認識・尊重しながら積極的な連携・協働を図る。